

商品券等購入サービス特約

第1条 (サービスの内容)

- 1.本サービスは、カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシーシー（以下「JCB」といい、当社と総称して「両社」という。）所定の会員規約（大型法人用）（以下「会員規約」という。）に定める法人会員のうち、両社所定のカードレス特約（以下「カードレス特約」という。）に定めるカードレス法人会員となった者（以下「本件カードレス法人会員」という。）が、以下の商品等について、両社所定のJCB企業間決済サービス特約（以下「パーチェシング特約」という。）に定める指定商品等として、会員規約に定めるショッピング利用を行うことができるサービスです。なお、本サービスは、カードレス特約に定めるカードレスサービスとして提供されます。
 - (1)JCBギフトカード（以下「ギフトカード」という。）、ならびにギフトカードにかかる包装用紙箱およびメッセージギフトケース（これらを総称して、以下「ギフトカード等」という。)
 - (2)JCB-QUOカード（以下「QUOカード」という。）、およびQUOカードにかかる包装用備品（これらを総称して、以下「QUOカード等」という。)
 - (3)JCBプレモカード（以下「プレモカード」という。）、およびプレモカードにかかる包装用備品（これらを総称して、以下「プレモカード等」という。)
 - (4)ギフトカード等・QUOカード等・プレモカード等（これらを総称して、以下「商品券等」という。）の発送費用
 - (5)プレモカードのチャージ（第7条第2項で定義する。）にかかる代金
 - (6)JCBが商品券等およびプレモカードのチャージについて提供するオプションサービスの利用料
- 2.本サービスの指定加盟店（パーチェシング特約に定めるものをいう。）は、JCBとします。

第2条 (商品券等の購入方法)

- 1.本件カードレス法人会員は、JCBが指定する商品券等のうち、本件カードレス法人会員が希望するものについて購入の申し込みをすることができます。
- 2.本件カードレス法人会員は、以下のいずれかの方法により商品券等の購入を申し込むことができるものとします。ただし、第2号の申込方法は、JCBが別途本件カードレス法人会員に通知または公表した利用開始日から、利用できるものとします。
 - (1)JCB所定の「FAX発注書」（以下「発注書」という。）にカード番号その他必要事項を記入し、本件カードレス法人会員があらかじめJCBに届け出た法人印を発注書へ捺印のうえ、JCBに対して発注書をFAXその他JCBが指定する方法で送付する方法。
 - (2)JCB所定の商品券等の発注にかかるWEBシステム（以下「本件WEBシステム」という。）を利用する方法。なお、本件WEBシステムの利用を希望する場合、本件カードレス法人会員は、JCBが別途定める利用規約を承認のうえ、本件WEBシステムの利用をJCB所定の方法により申し込み、JCBの承認を得なければならないものとします。
- 3.発注書の記載内容または本件WEBシステムを通じた発注内容に過誤、遺漏等があった場合、JCBは、本件カードレス法人会員に対し、修正または必要事項の補足を指示し、または、本件カードレス法人会員に確認のうえ自ら必要事項を補足することができるものとします。
- 4.本件カードレス法人会員は、金券販売業者に対する商品券等の販売その他方法のいかんを問わず、換金目的での商品券等の購入の申し込みをしてはなりません。また、本件カードレス法人会員は、JCBが別途定める禁止取引等を行う目的で商品券等の購入の申し込みをしてはなりません。

第3条 (購入の申し込みに対する不承諾)

JCBは、前条に基づく購入の申し込みにかかる商品券等の合計金額、本件カードレス法人会員がJCBに対して負担する債務の総額その他の事情を勘案して、前条に基づく購入の申し込みに対する承諾を行わないことができるものとします。

第4条 (契約の成立)

第2条に基づく購入の申し込みに対してJCBより承諾の意思表示が行われた時点で、本件カードレス法人会員とJCBとの間の商品券等にかかる売買契約が成立するものとします。なお、JCBより承諾の意思表示がなされなかった場合、JCBが発送した商品券等の到達をもって当該意思表示がなされたものとみなし、当該到達時に本件カードレス法人会員とJCBとの間の商品券等にかかる売買契約が成立するものとします。

第5条 (納入)

- 1.JCBは、第2条の購入の申し込みを承諾する場合、本件カードレス法人会員が発注書または本件WEBシステムを通じて指定した住所地向けて、商品券等を発送します。
- 2.前項に基づき発送された商品券等の到達をもって、JCBから本件カードレス法人会員に対する商品券等の引渡し完了したものとみなします。

第6条 (危険負担)

- 1.前条第2項の引渡前に生じた商品券等の滅失、毀損、亡失、損傷、変質、その他一切の損害は、本件カードレス法人会員の責に帰すべき事由によるものを除き、すべてJCBの負担とします。
- 2.前条第2項の引渡後に生じた商品券等の滅失、毀損、亡失、損傷、変質、その他一切の損害は、JCBの責に帰すべき事由によるものを除き、すべて本件カードレス法人会員の負担とします。

第7条 (プレモカードのチャージ)

- 1.本件カードレス法人会員は、JCBの承諾を得た場合、JCBが指定する方法で、プレモカードのチャージをすることができます。
- 2.前項にいう「チャージ」とは、JCBが指定する方法で、プレモカードのバリュー（JCBがJCBプレモカード利用約款に基づき発行し、JCBが管理する運用サーバ内に蓄積され、カード番号毎に管理される金銭的価値を有する電子情報であって、プレモカードの利用者が加盟店から商品購入等を行った場合に、その代金の支払に使用することができるものをいう。）の残高を増額させることをいいます。

第8条 (利用代金の支払、所有権留保)

- 1.本件カードレス法人会員は、本サービスを通じた第1条第1項各号の商品等にかかるショッピング利用の代金を、会員規約の規定に従って支払うものとします。
- 2.商品券等の所有権およびプレモカードにチャージされたバリューに関する権利は、当社がJCBに対して立替払いをするまではJCBに留保され、当該立替払いをした後は当社に移転し、本件カードレス法人会員が前項の代金を完済するまで当社に留保されるものとします。かかる完済がなされるまでの間、本件カードレス法人会員は、当社およびJCBのために商品券等およびプレモカードにチャージされたバリューを善良な管理者の注意義務をもって保管するものとします。

第9条 (本特約の改定)

将来、本特約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後に本件カードレス法人会員が本サービスを利用した場合（カードレス特約に定めるカード情報使用者が利用した場合を含む。）、両社は会員が当該改定内容を承認したものとみなします。

第10条 (本特約の優越・適用関係)

- 1.本特約は、本件カードレス法人会員の本サービス利用について適用されるものとし、本特約の内容と会員規約、パーチェシング特約またはカードレス特約（これらを総称して、以下「会員規約等」という。）の内容が相違する場合、本特約が優先して適用されるものとします。また、本特約に定めのない事項については会員規約等によるものとします。
- 2.本特約で使用する用語の定義は、特に定めがない限り、会員規約等に準じるものとします。

(SKSTK01・20230331)